

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【438】
2. 日時：令和5年3月22日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官※、皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野火災対策室長補佐、西野火災対策室長補佐、高橋火災対策一係長、田邊火災対策二係長

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他6名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、火災防護に関する説明書等について、令和5年3月15日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【工事計画認可申請（補正）に係る論点整理について】

- 消防法又は建築基準法に基づき感知器を設置する設計について、感知器を1種類のみ設置するとしていることの説明をすること。
- 火災受信機の系統構成と機能について説明すること。
- 消防法又は建築基準法に基づき火災感知器を設置する設計としているエリアについて、消防法の例外エリアを含め、感知器の選定や設計方針を、具体的に説明すること。
- 異なる感知方式の火災感知器について、選定にあたっての優先順位及び環境条件によりどのような組合せとするか、考え方を具体的に説明すること。
- 火災感知器の選定及び設置の設計フロー中の「火災により安全機能

へ影響を及ぼすおそれがない場所か」について、判断基準が分かるように説明すること。

- 非アナログ式防爆型炎感知器（屋外仕様）について、検定外品であることが分かるよう、例えば、非アナログ式防爆型炎検出装置といったように明確に説明すること。
- 火災感知器の選定で考慮が必要な環境条件を、設定した環境の範囲がわかるように具体的に説明すること。
- No. B 及び C について、該当（考慮）する環境条件を具体的に説明すること。また、No. B については、該当場所を「等」でくくるのではなく、すべて具体的に説明すること。
- CUW-FPC ろ過脱塩器室について、現場の詳細な状況が分かる写真等を使用して、成立性を説明すること。
- 海水ポンプエリアの火災の感知範囲について現状では死角があるようにみえるので、死角がないことを説明すること。
- 原子炉建物オペレーティングフロアに設置する光電分離型煙感知器について、高さが消防法施行規則の条件を超えているため、先行審査プラントを参考に火災の規模や感知性能を踏まえ、消防法施行規則のとおり設置した場合と同等の感知が可能であることを説明すること。
- 放射線量が高いエリアについて、放射線量が高いとする基準を説明すること。
- 基本的な組合せとなるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器についても説明すること。
- アナログ式の熱感知カメラについて、「アナログ式」を記載した経緯を確認すること。また、機能を踏まえ、「アナログ式」の記載要否等を検討し、「アナログ式」の記載を残すのであれば、「アナログ式の熱感知カメラ」として定義を具体的に記載すること。
- フェイルセーフ設計機器及び不燃性材料機器の配置について図面等を用いて説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

なし